

## 第3節 医療費適正化に向けたその他の取組み

### 1 がん対策の推進

がんは、本県において、昭和60年から死因の第1位であり、現在では年間5千人以上が、がんで亡くなっています。平成17年の死亡者は5,202人（悪性新生物）で、全死亡者数の28%を占めています。

医療費の約3割を占める生活習慣病の中でも、がんは大きなウェイトを占めており、医療費増加の主な要因でもあります。がんは早期発見、早期治療により、治癒率も高くなることから、がん検診の受診率の向上を始めとするがん対策は、医療費適正化に向けた取組みとしても重要です。

県では、がん対策基本法に基づき、「群馬県がん対策推進計画」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

### 2 群馬県がん対策推進計画の概要

#### 計画期間

平成20年度から24年度までの5年間

#### 全体目標

がんによる死亡者の減少

がんの年齢調整死亡率<sup>7</sup>（75歳未満）の20%減少

すべてのがん患者及びその家族の不安や苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

#### 分野毎の施策の推進

##### がん検診の受診率及び質の向上

5年以内に、がん検診受診率を50%以上とし、精検受診率については100%とする。

すべての市町村において、精度管理及び事業評価を実施

ウィルスとの因果関係が明らかながんについて、若年層を含めた啓発活動を実施

放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備

重粒子線治療の普及に必要な人材の育成及び多職種の医療従事者<sup>8</sup>への最新医療情報の提供  
治療の初期段階からの緩和ケア<sup>9</sup>の実施

すべてのがん診療に携わる医師への研修及び医師の育成

住み慣れた家庭や地域での療養を選択できるための体制の整備

口腔機能の維持向上

在宅医療の体制整備

##### がん登録の推進

院内がん登録実施医療機関の増加

地域がん登録の推進